

前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加資格の審査について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「市内業者」とは、次に掲げるものとする。

(1) 建設工事の事業者においては、市内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項本文中に規定する営業所（本店に限る。）を有するもの

(2) 測量、建設コンサルタント業務等の事業者においては、市内に事業所（事業活動の本拠地の機能を有するものに限る。次項において「本事業所」という。）を有するもの

2 次に掲げる事業者は、本店又は本事業所の所在地が本市外であっても前項に規定する市内業者とみなす。

(1) 建設工事の事業者においては、次のアからウまでを全て満たすもの

ア 市内に法に規定する営業所（支店又は建設業法施行令第1条で規定する支店に準ずるものに限る。）を有し、当該営業所を30年以上継続して市内に設置していること。

イ 本市の法人市民税の課税対象者であること。

ウ 従業員数が50人以上であること。

(2) 測量、建設コンサルタント業務等の事業者においては、次のアからウまでを全て満たすもの

ア 市内に事業所（事業活動の本拠地の機能を有しないもの。）を有し、当該事業所を30年以上継続して市内に設置していること。

イ 本市の法人市民税の課税対象者であること。

ウ 従業員数が50人以上であること。

3 この要領において「市外業者」とは、第1項及び前項に該当しないものをいう。

(資格審査の申請)

第3条 資格審査の申請は、2年に1回定期申請を受付け、定期申請から次の定期申請までの間は随時申請を受付けるものとする。

2 前項の資格審査の申請は、ぐんま電子入札共同システムにより行うものとする。

(資格審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）につい

て、次に掲げる区分に応じ資格審査をするものとする。

(1) 建設工事 法第27条の23の規定による経営事項審査の項目により入札参加を希望する工事種別ごとに、次に掲げる事項について審査をし、入札参加資格の認定を行う。この場合において、申請者が入札参加資格の認定を受けることができる工事種別は7種別を限度とし、入札参加を希望する工事種別の数が限度を超えるときは、当該工事種別のうち、平均完成工事高の高いものから入札参加資格の認定を行う。

ア 別表第1の資格基準を満たすこと

イ 入札参加を希望する工事種別に関し相当の実績を有すること

(2) 測量、建設コンサルタント業務等 入札参加を希望する業種区分ごとに、次に掲げる事項について審査をし、入札参加資格の認定を行う。

ア 別表第2の資格基準を満たすこと

イ 入札参加を希望する業種区分に関し相当の実績を有すること

2 前項の規定により認定を受けた者は、一度審査を受けた工事種別又は業種区分について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。

(市内業者に係る等級の決定)

第5条 市長は、前条第1項第1号の規定により認定を受けた市内業者（第2条第2項の規定により市内業者とみなされるものも含む。）については、法第27条の29第1項の規定により通知を受けた入札参加を希望する工事種別ごとに係る総合評定値を別表第3の格付基準に対応させて等級を決定するものとする。

2 前項の規定により決定すべき等級が、土木一式工事、舗装工事、建築一式工事及び電気工事のA等級の場合において、申請者が当該工事種別に係る建設業の許可のうち、特定建設業の許可を受けていないときは、それぞれの等級よりも1級下位の等級とするものとする。

(等級残留措置)

第6条 申請者のうち、等級残留措置制度の適用を申請した者の等級は、前条の規定により決定した等級がその直前の入札参加資格審査の有効期間の末日における等級から昇級となる場合にあっては、従前の等級とするものとする。

(認定結果の公表)

第7条 市長は、入札参加資格を認定したときは、その結果を競争入札参加資格者名簿に登録し、ぐんま電子入札共同システムで公表する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月6日から施行し、令和8・9年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。
- 2 前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領（平成14年12月27日伺定め）及び前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要領（平成15年11月14日伺定め）は、廃止する。
- 3 この要領による廃止前の前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領第2条第2号及び前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要領第2条第2号に規定する準市内業者の扱いについては、令和8年3月31日までは、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

建設工事に係る資格基準

要件 工事種別	年間平均 完成工事高	技術職員数	技術者の資格等	建設業の許可
土木一式工事	2,500万円以上	1人以上	2級土木施工管理技士以上	土木工事業
舗装工事	1,500万円以上	1人以上	2級土木施工管理技士以上	舗装工事業
建築一式工事	3,000万円以上	1人以上	2級建築士以上又は2級建築 施工管理技士以上	建築工事業
電気工事	1,000万円以上	1人以上	2級電気工事施工管理技士以 上又は第1種電気工事士	電気工事業
管工事	1,000万円以上	1人以上	2級管工事施工管理技士以上	管工事業
塗装工事	700万円以上	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	塗装工事業
造園工事	1,500万円以上	1人以上	2級造園施工管理技士以上	造園工事業
水道施設工事	年間平均工事 高を有する	1人以上	2級土木施工管理技士以上	水道施設工事業
とび・土工・ コンクリート工事	年間平均工事 高を有する	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	とび・土工工事業
大工工事	年間平均工事 高を有する	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	大工工事業
左官工事				左官工事業
石工事				石工事業
屋根工事				屋根工事業
タイル・れんが・ ブロック工事				タイル・れんが・ ブロック工事業
鋼構造物工事				鋼構造物工事業
鉄筋工事				鉄筋工事業
しゅんせつ工事				しゅんせつ工事業
板金工事				板金工事業
ガラス工事				ガラス工事業
防水工事				防水工事業
内装仕上工事				内装仕上工事業
機械器具設置工事				機械器具設置工事業
熱絶縁工事				熱絶縁工事業
電気通信工事				電気通信工事業
さく井工事				さく井工事業
建具工事				建具工事業
消防施設工事				消防施設工事業
清掃施設工事				清掃施設工事業
解体工事	年間平均工事 高を有する	1人以上	総合評定値通知書の「その 他」技術者以上	解体工事業

別表第2（第4条関係）

測量、建設コンサルタント業務等に係る資格基準

業種区分	部門	必要とする営業に関する登録	業種区分における実績
測量	測量一般	測量法（昭和24年法律第18号）による測量業者としての登録	実績を有すること
	地図の調整		
	航空測量		
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所での登録	実績を有すること
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械積算		
	電気積算		
	工事監理（建築）		
	工事監理（電気）		
	工事監理（機械）		
	調査		
	耐震診断		
	地区計画及び地域計画		
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋		実績を有すること
	港湾及び空港		
	電力土木		
	道路		
	鉄道		
	上水道及び工業用水道		
	下水道		
	農業土木		
	森林土木		
	水産土木		
	造園		
	都市計画及び地方計画		
	地質		
	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画、施工設備及び積算		
	建設環境		
	機械		
	電気電子		
廃棄物			
地質調査業務	地質調査		実績を有すること
補償関係コンサルタント業務	土地調査	希望部門に対応する部門に係る補償コンサルタント登録規程	実績を有すること
	土地評価		

	物件	(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の規定による登録	
	機械工作物		
	営業補償・特殊補償		
	事業損失		
	補償関連		
	総合補償		

別表第3 (第5条関係)

格付基準

等級 工事種別	A	B	C
土木一式工事	830点以上	730点以上	730点未満
舗装工事	730点以上	690点以上	690点未満
建築一式工事	780点以上	670点以上	670点未満
電気工事	790点以上	630点以上	630点未満
管工事	780点以上	620点以上	620点未満
水道施設工事	740点以上	600点以上	600点未満
とび・土工 ・コンクリート工事	700点以上	700点未満	—